

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）のうち、収益認識に係る改訂内容を適用して、財務諸表等を作成しております。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～46年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5年～15年

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

（2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

糖価調整事業収入は、主に「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」（昭和四十年法律第九号。以下「価格調整法」という。）に基づく指定糖等の買入れ及び売戻しに係る収益であり、輸入申告者等との売買契約に基づいて指定糖等を売り渡す履行義務を負っております。当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻し

指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において、輸入申告者等が当該製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点において収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

6 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 収益認識

当勘定は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1) 収益の分解情報

当勘定の一定の事業等のまとまりごとの区分は、糖価調整事業、砂糖生産振興事業、情報収集提供事業であり、このうち独立行政法人会計基準第86における「顧客との契約」から生じる取引は、糖価調整事業における、糖価調整事業収入 26,773,291,535円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当勘定の輸入申告者等との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

輸入に係る指定糖等の買入れ及び売戻し

主な履行義務は、価格調整法の第三条～第十八条の六に基づき、輸入に係る指定糖等を輸入申告者等から買入れ、売り戻すことであります。履行義務の充足時点については、指定糖等の輸入許可等がされることが確実と見込まれる時点としております。当該時点は買入れ及び売戻し承諾書を輸入申告者等に交付して、所有権が移転した時点であります。取引価格は、価格調整法第七条、第九条、第十三条、十五条及び第十八条の四、第十八の六の規定により算出される価額に基づいております。

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

2 貸借対照表

(1) 固定資産（電話加入権）の減損の認識について

①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	13,194円	72回線	950,000円

②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

④回収可能サービス価額の概要

N T T東日本の公定価格 39,600円（1回線当たり）を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額（108千円）を上回るため、使用価値相当額（2,851千円）を回収可能サービス価額としております。

(2) 固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

次の職員宿舎は、当中期目標期間中に廃止する予定のため、減損の兆候が認められません。

①減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所等の概要

名称	用途	種類	場所	面積	使用しなくなる日における帳簿価額の見込額
越谷第1宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	-	3,663,500円
越谷第1宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円
越谷第2宿舎	職員宿舎	建物	埼玉県越谷市	-	3,825,125円
越谷第2宿舎	職員宿舎	土地	埼玉県越谷市	100.06㎡	9,600,000円

②使用しなくなる日

令和6年度以降に廃止を予定しておりますが、廃止予定日については未定です。

③使用しないという決定を行った経緯及び理由

稼働率の著しい低下や施設・設備の老朽化、居住者が大規模地震発生時の参集要員に該当しないこと等を総合的に勘案し、事務・事業を円滑に実施する上で真に必要とは言えないと判断したため、廃止を予定しております。

④将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

当該施設の回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、廃止の時期が未定のため、記載しておりません。なお、使用しなくなる日における帳簿価額の見込額については、当事業年度末の帳簿価額を記載しております。

3 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	50,056,046,870円
自己収入等	△ 26,776,717,029円
国庫納付額	△ 9,174,868,067円
機会費用	2,420,774円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して	
国民の負担に帰せられるコスト	14,106,882,548円

(2) 機会費用の計上方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、

独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

4 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響は、0円であり、当該影響額を除いた当期総損失は11,922,448,437円であります。

5 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	1,476,102,978円
うち定期預金	0円
(差引) 資金残高	1,476,102,978円

6 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	541,234,996円
退職給付費用	39,728,763円
退職給付への支払額	△ 4,400,427円
期末における退職給付引当金	576,563,332円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	39,728,763円
----------------	-------------

(4) 確定拠出制度

拠出額	8,268,344円
-----	------------

7 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、未収金、未払金、短期借入金及び受入保証金は

短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

8 不要財産に係る国庫納付

区 分	内 容
(1) 不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	① 資産の種類 現金及び預金 ② 帳簿価額 419,846,387 円
(2) 不要財産となった理由	保有する現金のうち、第4期中期目標期間の最終年度に精算収益化した運営費交付金債務相当額について、その使途の見込みがないため
(3) 国庫納付等の方法	現金による現物納付
(4) 譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し
(5) 国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し
(6) 国庫納付等の額	419,846,387 円
(7) 国庫納付等が行われた年月日	令和5年11月10日
(8) 減資額	無し

9 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

10 重要な後発事象

該当事項はありません。